

## 第1章の2 行政手続

### 浜田地区広域行政組合行政不服審査会条例

平成28年3月31日

条例第2号

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第4項の規定に基づき、同条第2項の規定により事件ごとに設置する浜田地区広域行政組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 審査会の委員は、5人以内とする。

2 委員は、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、審査会を設置する事件ごとに管理者が委嘱する。

3 委員は、当該事件に関する審査会の権限に属させられた事項の処理が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（会長）

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長の選任前で最初に開かれる会議は、管理者が招集するものとする。

2 審査会の会議は、会長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

（会議等の非公開）

第5条 審査会の行う会議及び調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（庶務）

第6条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

（その他）

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

（罰則）

第8条 第2条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（浜田地区広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 浜田地区広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田地区広域行政組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略